

制 度 名	自治体マイナポイント事業費補助金	主管課名	市町村課 行政 G		
		問合せ先	029-301-2467		
目的・趣旨	地方公共団体が施策目的に応じ、マイナンバーカードによる本人確認を経てキャッシュレス決済サービスポイントの付与を実施する事業（自治体マイナポイント事業）に要する経費を補助するもの。				
<p>[対象団体] 市町村</p> <p>[対象事業] 補助事業者又は決裁事業者のシステム改修、自治体マイナポイントの申込支援に要する経費等</p> <p>[補助要件等] 総務大臣は、交付申請書の提出があった場合には、法令及び予算の定めるところに従い、これを審査し、補助金の交付を適当と認めるときは、補助金の交付を決定する。</p> <p>[対象経費] 自治体マイナポイント事業にかかる経費（システム改修・自治体マイナポイント申込支援、広報等）</p> <p>[補助限度額等] 定められた様式により算出された基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額</p> <p>[経費負担割合]</p>					
区 分		国	県	市町村	その他
事業主体：市町村		1/2	—	—	—
〔令和 5 年度補正予算額〕（国） 909,000 千円		〔令和 5 年度補助対象団体〕 未 定			
〔備考〕					